

全国社会福祉法人経営者協議会

経営協情報 №57

平成 27 年 2 月 25 日発行
全国経営協事務局
TEL. 03-3581-7819
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

<今号の内容>

1. 2025 年に向けた介護人材の確保（案）が示される
～第 4 回社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会～
2. 厚生労働関係部局長会議 開催

1. 2025 年に向けた介護人材の確保（案）が示される ～第 4 回社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会～

2 月 23 日（月）、第 4 回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会が開催された。

厚生労働省から、本委員会のとりまとめとなる「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～（案）」が示され、議論が行われた。

（報告書（案） <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000075030.html>）

介護福祉士資格取得方法の一元化については、前回議論された経過措置が反映され、養成施設ルートでは、平成 29 年度より 5 年間の経過措置が設けられ、平成 34 年度以降の養成施設卒業者には国家試験が義務付けられることが示された。

報告書（案）については、大筋で合意され、今回の意見を踏まえ、2 月 25 日（水）に、次回専門委員会、福祉部会が開催され最終的なとりまとめが行われる予定。

委員からの意見は以下のとおり。（→は厚生労働省の回答）

- 事業者が主体であって、行政はそれを支援するという姿勢が明確である報告書だと思う。（西條参考人：黒岩委員代理）
- 職能団体の役割が情報発信しかないように捉えられる。人材育成について職能団体の役割として文言を入れて欲しい。（石橋委員）
- 参入促進については、地域住民や潜在介護福祉士への教育も対象とすべき。（小林委員）
- 養成施設ルートの平成 29 年度～33 年度卒業生の介護福祉士受験資格について、卒後 5 年以後の人は、受験資格がなくなるのか。（小林委員）
→卒後 5 年以後も受験資格はある。
- とりまとめの冒頭で、2025 年の状況やその際の介護人材の必要性について、強調すべきではないか。また、介護分野への参入促進の入り口は、介護福祉士だけではない。

以前のホームヘルパー3級のような介護に入りやすい入口を示すべきではないか。
(福間委員)

- キャリアパスについて、専門的な人材のキャリアパスについては、「専門性を伸ばすこと」と「組織の中でのマネジメント能力」の2つが重要である。今回、専門性を評価するためのキャリアパスの構築については示されているが、マネジメント能力の評価についても検討すべき。(武居委員)
- 障害者の参加については、参加ではなく、雇用とすべきではないか。また、子育て支援について、複数事業者協働での事業所内保育についても検討すべき。(花井委員)
- 福祉人材センターの機能拡充、体制整備等は必要ないのか。(花井委員)
→離職した介護福祉士の届出制度を設けることを検討しており、その対応を含めて人材センターの体制整備は必要である。今後具体的に検討していく。
- 参考資料2に准介護福祉士の記載があるが、フィリピンとの協定で置いているもので、付帯決議においても速やかに介護福祉士へ統一を図るとされている。いつまでも残さずに廃止すべき。(石橋委員)
- 今回の参考資料については、本報告書とは関係がないという位置付けではないか。また、地域包括ケアと地域包括ケアシステムという言葉の使い方について、この報告書においては、システムをつけるべき(田中座長)
- 心身の不調については、今事業者が頭を悩ませていること。職員がエクスキューズする窓口が必要でないか。関係団体が窓口を置くことはできるが、それだと職員は相談しにくい。行政などの機関において窓口の設置を検討して欲しい(福間委員)
→必要性は理解している。人材センターや行政どちらが適しているかなどを含め検討する。

2. 厚生労働関係部局長会議 開催

厚生労働省は、2月23日(月)24日(火)の両日、平成26年度全国厚生労働関係部局長会議を開催し、平成27年度厚生労働関係施策に係る方針や制度改正等への対応について説明を行った。

(会議資料は右記HP参照 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/02/tp0219-1.html>)

冒頭、山本 香苗 副大臣から挨拶があり、地域包括ケアシステムの構築、地域医療構想の策定、介護人材確保対策等に対する取り組み、子ども・子育て支援新制度の施行、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化をはじめとした児童虐待防止の取り組み等の施策について推進、協力を求めたほか、生活困窮者自立支援法が4月に施行されるにあたり、きめの細かい支援を行うため、任意事業についても積極的に取り組んでいただきたいと要請した。

【社会・援護局】（鈴木俊彦局長）

生活困窮者自立支援制度について、生活保護の適正実施等、社会福祉法人改革について、福祉・介護人材確保対策について、社会関係の法案・予算について、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について、の6点について資料に沿って説明があった。

生活困窮者自立支援法については、困難を抱えている方をいかにキャッチするか、その方への支援をいかに組み立てて実施するかが重要であり、「お客さんを中心に考えてほしい」と述べた上で、生活保護予算との一体的な運用や、地域の実情に応じて積極的に任意事業を実施するよう求めた。

社会福祉法人制度改革については、ガバナンス、透明性、財政規律の確立の3点がポイントであるとし、都道府県・市の所轄庁ではやることが増えるが、メリハリを利かせて機能を強化していただきたいと述べた。

また、社会福祉法人制度改革、福祉人材確保の促進に係る法律案について、今国会中の成立をめざし、平成29年4月施行とする予定が示された。ただし、社会福祉法人に対して「地域における公益的な取組を実施する責務」を設ける規定と、社会福祉施設職員等退職共済制度の見直し等については、平成28年4月施行となるほか、一部は公布日施行とされている。

【政策統括官（社会保障担当）】（今別府敏雄政策統括官）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など様々な計画が動く年度であり、各計画との整合をとりながら、また、各関係者との協議をよく行って進めてほしいと述べた。

また、各計画の策定において基礎となるデータとして、人口動態、社会的移動を踏まえて策定してほしいとしたうえで、平成27年の厚生労働白書は「人口減少」をテーマとすることが報告された。

【医政局】

地域で必要な医療を確保するという考え方に転換していることに改めて触れた上で、すでに動き出している病床報告制度の推進等について説明された。

また、地域医療介護総合確保基金が平成27年度から介護関係が対象となることについて、一部流用できる部分があるが、基本的には医療分と介護分は別建てとなっていることが改めて説明された。

【老健局】（三浦公嗣局長）

新しい総合事業について、基本となるのは市町村だが、事業の構築には都道府県の持っているノウハウが確実に市町村に伝わるのが重要であり、市町村と県が連携して行う事業というのが正しい理解だと指摘した上で、疑問点やいかなものかというところがあれば、伝えていただきたいと述べ、国と自治体が悩みながら作り上げていくものであると説明した。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）